

第7回 自主立法権 その1

・法規範 国と自治体

1. 国の場合

国会が唯一の立法機関（憲法 41 条）であることの意味

国民の権利を護るために権力を分けるという思想に立脚する。

立法の「法」は国民の権利義務に関する定め。

行政立法の存在形態

委任命令：立法者の委任

執行命令：法律の規定を執行するための手続的定め

議会に基礎を置く。独立命令の否定。

2. 地方公共団体の場合

(1) 条例と規則

条例（地自法 14 条） 議会

規則（同 15 条） 首長、委員会

?首長公選制

(2) 長の規則と委員会の規則

・委員会の規則は長の規則にも違反してはならない（自治法 138 条の 4 第 2 項）。

両者が抵触する場合は、長の規則が優先する。

・委員会の規則は、「法律の定めるところにより」定められるものである。

(3) 条例と規則の関係

規則の専管事項 e.g. 職務代理者の定め（地自法 152 条 3 項）

競管事項における抵触時の解決原理

条例優先 長に再議請求権の保障あり。条例には刑罰規定も置ける。

・条例制定権の範囲

1. 条例制定権の根拠

(1) 憲法 94 条創設説

住民の権利・自由を制限し、義務を課する条例は、実質的に憲法 41 条にいう「法」であり、それは同条により国会に独占させられているのであるから、それを地方公共団体において制定可能とするためには、憲法 41 条の例外規定が憲法のなかに存しなければならない。それが憲法 94 条である。（成田頼明）

(2) 通説

自治権の保障より導かれる。憲法 41 条の「国の唯一の立法機関」は、「国内における唯一の」ではなく、「法人としての国の唯一の」と解することになる。つまり、日本国内には、国と地方公共団体という 2 つの立法主体が併存することになる。

2. 憲法 94 条の「法律の範囲内」の意味

(1) 法律根拠要求説

法治国においては、団体構成員の自由・財産を侵害する自主法の定立には、形式上の法律の授權を必要とする。(田中二郎の自主法根拠論『法律による行政の原理』317-318 頁) ? ドイツにおける条例制定の位置づけにつき、教科書 130-131 頁。

(2) 通説

「法律の範囲内」というのは、「法律に反しない限り」の意。法律の授權がなくとも、住民の権利・自由を侵害し義務を課する条例を制定できる。

3. 条例の事項的限界

(1) 地域における事務：「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基く政令により・・・」(自治法 2 条 2 項)

自治事務であるか法定受託事務であるかを問わない。

? 法定受託事務における地域裁量の余地

(2) 「役割分担原則」(自治法 1 条の 2 第 2 項)の意義

4. 条例による財産権規制の許容性

(1) 消極目的の規制

奈良県ため池条例事件最高裁判決(最判昭 38.6.26)

憲法 29 条の法律には条例も含まれる。

自由権に対する自治体の規制権能との均衡 ? 公安条例
条例の民主的性格

(2) 積極目的の規制 ? 地域の固有事情の強調

5. 条例と罰則

(1) 大阪市売春防止条例違反事件(最判昭 37.5.30)

条例に罰則を定めるには法律による個別具体の委任が必要とする立場をとりつつ、条例が議会の定める自治立法であることに鑑み、委任の程度が相当程度に具体的であり、限定されていれば足りると考えた。

(2) 委任不要説

条例制定権が憲法によって直接付与されたものである以上、法律の特別の委任がなくとも、条例違反に対する罰則を定めることができる。

? 兼子仁の自治体ミニ国家論(『自治体行政入門』20 頁)

6. 条例の憲法適合性

「清里の森」(山梨県高根町)水道基本料金値上げ事件(最判平 14.10.22)

一般世帯 = 100 円値上げで 1400 円、別荘住民 ; 2000 円値上げで 5000 円

最高裁は、別荘の基本料金を高額にしても、合理的な範囲内であれば差別に当たらないが、本件の場合には不当な差別的扱いをするもので、法の下での平等を定めた憲法に違反するとして、条例の一部を無効とする判決を言い渡した。

